

平成30年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成30年12月19日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第87号 損害賠償の額の決定について
- 第 4 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について
- 第10 議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 発議第 3号 消費税増税中止を求める意見書
- 第19 発言取消申出書について
- 第20 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 岩田 | 恵一 | 君 |
| 2番 | 野口 | 正利 | 君 |
| 3番 | 坂本 | 美智代 | 君 |
| 4番 | 東 | まさ子 | 君 |
| 5番 | 村山 | 良夫 | 君 |
| 6番 | 谷山 | 眞智子 | 君 |
| 7番 | 西山 | 芳明 | 君 |
| 8番 | 隅山 | 卓夫 | 君 |
| 9番 | 森田 | 幸子 | 君 |
| 10番 | 山田 | 均 | 君 |
| 11番 | 山下 | 靖夫 | 君 |
| 12番 | 谷口 | 勝巳 | 君 |
| 13番 | 北尾 | 潤 | 君 |
| 14番 | 梅原 | 好範 | 君 |
| 15番 | 鈴木 | 利明 | 君 |
| 16番 | 篠塚 | 信太郎 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- | | | | | |
|-------|---|----|----|---|
| 町 | 長 | 太田 | 昇 | 君 |
| 副町 | 長 | 谷 | 俊明 | 君 |
| 参事 | | 伴田 | 邦雄 | 君 |
| 総務課 | 長 | 中尾 | 達也 | 君 |
| 監理課 | 長 | 野村 | 雅浩 | 君 |
| 企画政策課 | 長 | 木南 | 哲也 | 君 |

税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	久 木 寿 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	樹 山 静 雄 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（1名）

参 事	山 田 洋 之 君
-----	-----------

7 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・野口正利君、3番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業について協議されました。

12月17日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

山田参事から、公務のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会が開催されます。

議員の皆様には大変ご苦労さまでございますが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第87号 損害賠償の額の決定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、議案第87号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくこととなりました。

議員各位には、熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第87号 損害賠償の額の決定につきましては、本年2月23日に本町職員が出張のため、公用自動車を運転中に、京都市内で起こしました交通事故に係る被害者に対する損害賠償額の決定について、議会の議決をお願いするものであります。今回の事故は、職員の注意不足から発生したものであり、今後、このようなことが起こらないよう再発防止を徹底してまいります。

なお、職員につきましては、厳正な処分をいたしましたので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第87号 損害賠償の額の決定につきまして、補足説明を申し上げます。

公用自動車によります人身事故に係ります損害賠償の額の決定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

説明には、本日、お手元のほうにお配りしております補足説明資料、1枚ものですが、こちらのほうをごらんいただきたいと存じます。

事故の概要等につきましては、議案書のほうに記載のとおりでございますが、経過といたしましてご説明をさせていただきます。

平成30年2月23日の金曜日、午前9時20分頃に、出張のため公用自動車を運転をします本町の保健福祉課の職員、課長補佐級の男性でございますが、京都市南区上久世町450、府道201号線を東のほうに進んでおりまして、ちょうど東海道新幹線の高架下の交差点でございますが、こちらの信号が赤であったことを見落としまして、進入をいたしました。そこにバイクで北進してまいりました賠償相手方であります長岡京市在住の男性66歳の方ですが、この方が公用自動車の右フロントドアに衝突をされまして、相手方の足等に打撲の傷害を負わせるとともに、着衣、それから運転をしておられましたバイクを損傷させたものでございます。

公用車には、運転者のほかに2名が同乗をしております。1名は保健福祉課の職員、もう

1名は京丹波町の社会福祉協議会の職員でございます。いずれもこちらの職員側ではけが等は負っていない状況でございます。

事故現場で職員らは負傷をしました相手方の対応に当たりますとともに、警察、あるいは消防署への連絡によりまして、救急車等の手配をすると同時に、役場のほうに事故報告を行ったという状況でございます。

なお、負傷されました方は、念のため救急車によりまして近くの病院で診察を受けておられますが、現場検証を終えまして、職員が病院に到着した際には、既に自力で帰宅をされていたという状況でございます。

その後、午後4時頃に、本人とようやく連絡が取れまして、午後5時頃に本町の職員が自宅に訪問しまして、謝罪を行ったという状況でございます。

次に、損害賠償の額でございます。

総額で68万1,100円でございます。内訳としましては、治療費といたしまして29万401円、通院費4,674円、文書料として540円、休業補償として3万3,565円、修繕費ということで、バイク等、着衣等の費用でございますが、こちらが10万8,320円、それと慰謝料が24万3,600円となっております。

次に、懲戒処分の関係でございますが、平成30年5月14日に、まず町長から諮問がございました。当該職員からの報告、それから物損部分を含みます協議が終えたということで、一旦、諮問をしたわけでございますが、まだ通院中であるということで、損害賠償の額も確定しないということもありまして、審議のほうを先送りをさせていただいたところでございます。

その後、12月4日と12月10日に職員懲戒分限審査委員会を開催をしまして、処分の審議をしたものでございます。

翌11日に職員の懲戒分限審査委員会から町長に答申をしております。

委員会の答申の結果としましては、課長補佐級の職員、50歳代でございますが、処分量定といたしまして戒告でございます。

12月14日に町長から処分書を交付したところでございます。

同じく結果といたしましては、処分量定につきましては、戒告でございます。

最後に、再発防止関係でございますが、再発防止策といたしまして、1点は、年間を通しまして、安全運転意識の向上に向けた啓発を継続をするものでございまして、今回の事故を受けまして、まず管理職会議を通じまして、呼びかけをさせていただいたものでございます。年間を通してということでございますので、特に時期等は明確には示しておりませんが

も、機会のあるごとに出張時での公用車の運転の安全管理とかそういったものを各管理職から呼びかけをいただいているところでございます。

あわせて、公用自動車の事故防止の啓発活動、これは町村会が中心となりまして、勉強会の開催をしておりますので、そちらのほうに参加をしたりということで、意識の高揚に向けての取り組みを行っているところでございます。

次に、安全運転技能講習への参加による職員の運転技術の向上を図るというものでございます。これも継続としておりますけれども、J A Fが実施します安全運転技術技能講習、あるいは京都府交通安全協会が実施をします自動車運転技能スキルアップ講習への参加を、少数ではありますけれども、職員に参加を要請しまして、受講をいただいているところでございます。

最後に、各職場におけます公用自動車の安全運転管理についての職場研修の実施ということで、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。交通安全の啓発用のDVD等を活用しまして、各職場におきまして、研修会の実施によって安全運転の再確認と各職場において公用車での運転につきましての意見交換とか行ってまいりたいというふうに思っております。

また、今後におきましては、事故等が発生しました場合には、速やかにご報告もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

失礼しました。

それでは、議案書を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

議案第87号 損害賠償の額の決定について

次のとおり公用自動車事故により損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月19日提出

京丹波町長 太田 昇

1 相手方 長岡京市在住 男性

2 損害賠償の額 68万1,100円

3 事故の概要 (1) 事故発生年月日 平成30年2月23日

(2) 事故発生場所 京都府京都市南区上久世町450 府道201号線上（東海道新幹

線高架下付近)

(3) 事故の状況 出張のため公用自動車を運転する本町職員が府道201号線を東進中、東海道新幹線高架下の信号機が赤であったことを見落とし、交差点に進入したため、バイクで北進していた賠償相手方が公用自動車の右フロントドアに衝突し、賠償相手方の足等に打撲の傷害を負わせ、着衣及びバイクを損傷させたものである。

提案理由といたしましては、平成30年2月23日に発生した公用自動車による事故について、賠償相手方との協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるために提案するものでございます。

以上、議案第87号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、お認めいただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第87号 損害賠償の額の決定についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 議案第87号につきまして、若干何点かお聞きしたいと思うんですけども、経過等については、今、報告を受けたわけでございますけども、こういう事故はあってはならんというように思うんですけども、平成25年9月5日に役場の敷地内において事故が発生したという関係があって、平成26年7月22日の臨時会に損害賠償の額の決定の議案が提案をされまして、そのときにいろいろ議論がされました。一番問題になったのは、報告のことですね。今回も損害賠償額の決定と合わせて報告をされたわけでございますけども、なぜその事故が起きた後、議会に対してこういう事故が起こったという報告がされないのか。今、総務課長のほうからも、今後は報告をしたいということでもございましたけども、当時の議事録を私もう一度見直しておったんですけども、そこでも同じことを担当の課長が言われておりました。町長も、今後は議会に対して報告をしたいと。すぐさまということも答弁としてされております。その後、4年余りたっておるわけでございますけども、なぜそういうことがきちっとされなかったのかどうか、伺っておきたいというふうに思うんです。

平成25年の場合には、バックをして、そこにおられた方に当たったということでもございますけども、今回の場合は、赤信号をわからず通過したということでもございますので、信号を無視するというのは基本中の基本から外れていると思うんですけども、同乗者もあったということでもございますけども、何かほかのことを考えておったのか。うっかりしていたということではなかなかこれは済まされないことだと思うんですけども、その辺についても、職員から事情は聴いておると思うんですけども、信号が見えなかったということなのか。ほか

のことを考えておったということなのか。その辺についての運転手との話、職員とどういう確認をされておるのかどうか、その点伺っておきたいというように思います。

それから、当然事故でございますので、過失の割合というのは、この場合でしたら信号無視ということになりますと、割合から言うたらどうなのか。相手方には何も過失がないということになれば、ゼロということになるんですけども、その辺を改めて伺っておきたいということと。

それから、公用車も当然損傷しておると思うんですけども、それはどのような処置をされたのか。当然、修理をされたと思うんですけども、その辺について何も報告はないんですけども、あわせてその点についても伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、初めに、今回の事故につきまして、報告がおくれたということでございますけれども、結果的に人身事故となっておりますけれども、車とバイクが傷んだというような、当初、警察の現場のほうの話等でも物損的な事故でもあったというようなことで、その後の経過を見守っていたということもございまして、報告時期を逸してしまったというのが現状でございます。

今後におきまして、そういったことがないように十分注意はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、運転者の信号が赤で交差点に入ったという状況でございますけれども、公務のための出張でございまして、その出張先での対応と申しますかそういったものも考えていたということで、考え事をしていたということもございまして、また、ちょうど朝日が昇っている途中でございまして、バイザーはしておったようなんですけれども、非常に見にくかったということで、これは安全運転は当然やるべきところでございますので、理由にはならないとは思いますが、そういったことも重なりましての信号を見落としたという状況でございます。

それから、過失の割合でございますけれども、100対0ということで、本町の公用車を運転している側が100でございます。

それと、本町の公用車でございまして、フロントの右側のドアなりガラス等が破損をいたしまして、修繕を既に行っております。修繕に要しました費用につきましては、約105万円ということで、これにつきましては、全額車両保険のほうで対応をしたところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当初、物損の事故ということを考えておったということで、議会の報告もそういうことでしなかったということかわかりませんが、当然、救急車で運ばれて治療ということになっておるわけでございますから、当然、人身事故になるわけでございますので、その事故の内容によっては、全議員に報告ということもありますが、まず議会ということになれば、議長にこういう状況を報告して、その扱いも相談するというのは基本中の基本だと思うんですけども、なぜそういうことがされないのかというのは、私、不思議でならぬですね。議会の全員にすぐ報告するということが前段として、やっぱり議長に状況を報告をして、その扱いをどうするかというそういうようにすれば、議会との協議と相談も行くわけでございますので、前回、4年前のときには、ドクターヘリが来たというようなこともあったわけでございますけども、それでも報告をされていなかったということで、相当当時の議会では、ある議員は、そういう経過の報告が不十分だということで退席をされるということもあったわけでございますが、やっぱりそういうことを踏まえて職員の事故についてきちっと報告をすると。結局、損害賠償の議決を求めるときに報告をするということになっておるわけでございますから、そういうあり方を、本来それでいいのかどうかということ、私は問われると思うんですね。やはり住民の責任ある立場におるわけでございますから、しっかり報告をして協議をするということをやすべきだし、なぜそれができないのか。私は、4年前のときの議事録等もう一遍見直しておったんですけども、その点から言うと、そういうことは当然行われて当たり前だというふうに思うんです。

町長はかわっておりますけども、町長自身もそういう点では申しわけなかったと。きちんと今回のことを教訓に、まず議会に報告させてもらおうと。そして、一般的な情報もきちっと公開をしていくという情報公開の上からも、そういうこともきちっと答弁をされておるわけですから、なぜそういうことがきちっとされないのかという点を改めて伺っておきたいというように思いますし、職員の処分の問題の経過についても、事故が起きてから何日間被害者の方が通院されていたかわかりませんが、それをすれば症状固定ということになるので、当然、状況もわかるわけでございますけども、2月に事故を起こして、12月に処分を決定すると期間の問題というのは、相手方の事故の状況とか損害賠償の額によって処分の内容が変わるのかどうか、その辺も含めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回、ご報告がおくれたことにつきましては、私からも改めておわびを申し上げたいと思います。

今後につきましては、交通違反の発生状況等につきまして、定期的に報告をさせていただきたいというふうには考えておりますので、一定のルールというのはつくっていききたいというふうには考えております。

なお、公表につきましては、事故が起こった段階での公表というのは、処分をして公表するわけでありますので、そういう個人の特定されないような範囲での発生状況のお知らせというような形になるかと思えます。

それと、事故発生から12月まで、処分をするまでに時間がかかったということでありますけれども、これについては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、人身事故の関係で通院と症状固定という問題もありますし、それから、相手方が示談に応じて損害賠償額が確定するという手続が当然必要になってまいりますので、その額の確定を待って、損害賠償額が決定したことを受けて処分をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 一般的に新聞に載るような公表をどうこう言っているわけではないので、事故が起きたということについては、やっぱりきちっと議長を通じて議会にも報告をすべきだという点を申し上げたわけでございますので、その点はきちっと申し上げておきたいと思えます。

それから、もう1点は、職員の交通安全対策について、当時も職員への研修を含めて徹底をするということもございましたが、今、この報告の中では、いろいろ取り組みや今後の取り組みについても報告をされておるわけでございますけれども、そういう点から言うと、具体的に交通ルールをしっかりと守るということについて、これまではそれぞれ職員を対象にどのようなことをやられておったのか。当時の事故というのは相当大きいドクターヘリが来るような事故でございましたので、職員の間にもそういう受けとめ方も厳しくあったと思うんですけども、4年余りたってそういうことが起きておるといのは、やはりそれぞれの職員の自覚の問題も当然あるかと思えますけれども、やっぱり一番基本となるのは、一応公務員でございますので、やっぱり公務員という自覚を持って行動もしっかり常日ごろしていただいていると思うんですけども、やっぱりそういう点では、自動車の運転というのには、一旦事故が起これば大きい事故を起こす場合もありますし、今回幸いそういう軽傷で済んだわけでございますけれども、信号無視というのには相手に対してあれば、やっぱり重篤な事故を起こすということも当然考えられますので、その辺についても4年間はどうであったのかという、改めて伺っておきたいし、何でもですけども、やっぱり忘れた頃にそういうことが起こると

ということもございますし、やっぱり常日ごろの緊張感というのは必要でございますので、その辺についてもどのような取り組みをされてきて、ただ講習ということだけではなしにしっかり自覚を持たす。やっぱり職員としての、地方公務員としての役割とか、住民の立場に立つ態度、責任の問題とか、その辺もしっかり研修する必要があるのではないかと。交通ルールを守れというのは当然でありますので、それよりも公務員としての役割とか、責任とか、そういうものを基本にきちっと職員教育というのは、もっと必要ではないかと思うんですけども、その辺についてももう一度伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事故の防止策ということでございまして、こちらのほうに再発防止策ということで3項目ほど掲げさせていただいておりますが、従来から当然のことではありますけれども、まずは、地方公務員として、住民のために仕事をしていくという自覚をまず持っていただくのは基本でございまして、その上で、交通事故の防止、それから、それに向けての安全運転、法規の遵守、そういったところを守っていただくということが当然の義務でございますので、そうしたところは繰り返し管理職を通じての伝達をいただいているところでございますし、年に1回ではありますけれども、町村会の主催の研修会に公用車を運転します課それぞれから職員も出席をさせまして、講習を受講しているとか、あと、技術的な技能訓練にも積極的に参加をさせまして、運転技術の向上に努めるとともに、そういう安全管理の研修を積まさせているところでございます。そこら辺の車を運転をすると、公用車を運転をするという自覚はもちろんですけれども、特に交通事故に十分注意するような安全意識の向上というものを念頭に置いておりまして、あらゆる機会にそういうふうに伝達をしているところでございます。

もう1つ、先ほど申し上げましたけれども、やはり職場でどういうルールをつくるかとか、安全運転をする際の注意点であったりとか、職員が各職場で議論することによりまして、そういう意識も高まっていくのかなというふうに思っておりますので、そうした研修等を今後は実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点お聞きしておきたいんですけども、多分これ自治体も同じだと思うんですけど、一般企業では、車両等の安全管理者制度があるんですけども、義務づけられてるんですが、当町でもそういう体制がとられているのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 公用車を保有します団体、事業所につきましては、当然、安全運転管理者を置くこととなっております。本町の場合、事業所という形ではございませんけれども、本庁エリア、それから各支所エリアということで、3つの事業所というような扱いになっておりまして、それぞれに安全運転管理者を1名置いております。

また、車両の保有台数の数によりまして、副安全運転管理者というのを、これも設置義務がございまして、本庁で3名、それから各支所管内でそれぞれ1名の副安全運転管理者を配置しまして、当然、それらの職員につきましては、法定研修が義務づけられておりますので、法定研修を受け、さらにその情報等をもとに各課等の公用車の管理につきまして、意見等をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そういうことでしたら、ちょっと今お聞きをしたいんですけど、いわゆる責任者がおられるわけですから、今回の事故に対する処分の対象が当事者だけになってるんですが、普通、やはり監督者と当事者というのは、罰の重さは別としても、やはりしておくべきでないかと思うんです。そういうことが例えば全職員がした場合、責任者の方に迷惑をかけるというとおかしいですけども、組んでするというようなことで緊張感が高まるし、また緊張感を継続することができると思うんです。今回の場合、当事者だけの処分というのはなぜなのか。一般的な組織では、多分、当人と直属の上司は処分の対象になるというのが常だと思えますし、そのことによって相互間の緊張感が保たれて、そういうトラブルとか事故が少なくなるというのが本当だと思うんです。そういう点では、役所ですので、そうなのかわかりませんが、民間企業で過ごしてきた者にとってみては、何か組織そのものの甘さがそこに出ているような気がするんですが、その辺のお考えはどうなのか、お聞きをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の事故を受けまして、当事者は懲戒処分の対象としておりましたし、また、監督をします管理職につきましても、懲戒処分の審査委員会のほうには報告をさせていただいておりまして、その中で結果的に懲戒処分とはなっておりませんが、文書によります訓告ということで、一定の措置をとらせていただいている状況でございます。

当人だけが全て悪いということではございません。当然、上司なりそういう安全運転を管理する者の責任というものも当然ございますので、その辺は明確にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） もう1点お聞きします。

山田議員さんからも詳しく質問がありましたが、再発防止関係でこの3点上げていただいておりますが、今回こうして起こった事故に関して、その後の対策として、管理職員にはこういう報告をしたとか、管理職員への報告をされた後の職員さんに対しての通達というか、周知徹底はどのようにされたのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは、各管理職に対しまして、公用車の事故というものが物損を含めましてよく起こっているという状況もございますので、改めて注意喚起をしていただくようにということで伝達をしております。当然、各管理職におきましては、職場に帰りまして、再度、安全確認等を行う中で、職員への注意喚起を行っていただいているところでございます。

また、夏場でありますとか年末に向けましては、全職員に対しまして、綱紀の保持ということで文書での通達を行っております、その中に公用車の安全運転に留意していただくというようなことも含めての伝達をしているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 運転については、どのような方にもそうした過失というか、私らでもはっと気がつくこととか、いろんな状況が運転に関しては、あつというたらほんまにしまいなんで、毎日、危機をもっと管理し、全職員さんがそうしていけるような体制をまたこれからも十分とっていただきたいと思いますし、今後、町長とされましても、こうした事故に対して、町長の今後の所感をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 交通事故に関しましては、幾ら注意しても発生をするということもありますけれども、それは繰り返し繰り返し啓発をして、教育をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 損害賠償の額の決定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

《日程第5、議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 職員の給与に関する条例でございますけども、当然、職員を代表する職員組合との協議も行われておると思うんですけども、人勸に基づくものではございます

けども、そういう協議というのはされて、合意をされておるのかということと。

それから、経過措置の支給延長についても、当然、職員の給与にかかわることですので、報告をして協議もされておると思うんですけども、状況について1点伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、本定例会が開催されます前、議案を提出します前に、町の方向性等につきまして、職員組合との協議を持たせていただいてまして、今回の人勤に係ります改正、それから、本町独自の部分になりますけども、経過措置の1年延長という部分につきまして説明をさせていただいて、ご理解をいただいているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の場合には、一部を改正する条例でございますけども、いつも期末手当が支給された新聞報道をず

っとされるわけでございますけども、特に特別職の場合については、近隣町との比較もよくわかるわけでございますけども、南丹市と比べて人口が京丹波町は半分の町でございますけども、その町長と市長とその金額がどうなのかという意見も住民からよく聞かれるわけでございますけども、それはどのようなことになっておるのか、ちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の一部改正によりまして、ボーナスのほうも額が各市町出ておりますけども、それぞれ条例上の率等に過去の経過等もございまして、若干の差が生じているところでございまして、そういったところで公表されております額になっているというふうにも思っております。

なお、本町の場合でございますと、特別職の給与額につきましては、1割減ということで出ておりますので、1割減の状態ボーナスのほうの支給割合を乗じての算定となつてございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第76号を採決します。

議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第8、議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

議案第77号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第9、議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。

議案第78号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第10、議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番(森田幸子君) 済みません。6点お伺いいたします。

10ページですが、目5、財産管理事業について、旧須知小学校の屋根の改修と聞いたの

ですが、もう少し詳しく内容をお伺いいたします。

11ページ、目9、諸費、駅を守る会事業について内容をお聞きしましたが、その上で、パーク・アンド・ライドの12台分と有料14台分の利用状況をお聞きします。

22ページ、目2、林業振興費の公有林整備事業、また、緑の公共事業、それから、下の長老山森林公園管理事業の内容をお伺いいたします。

そして、もう1つ下の目3の林業センター管理運営事業の内容をお聞きします。

25ページですが、都市公園施設管理事業の内容をお伺いいたします。

最後、25ページ、住宅管理費、町営住宅維持管理事業の内容と今後の管理についてお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 1点目の10ページの財産管理事業のうち、町有施設維持改修等整備工事60万円の内容でございますけれども、大きなものとしましては、旧須知小学校の山側になりますけれども、奥側の瓦の屋根が老朽化によりまして破損をしております。その部分につきまして、トタン等の一時的な改修をしたいということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 駅前の関係でございますが、今回、14台分につきましては、線を引かせていただくということでございますけれども、これにつきましては、月3,000円ということで契約をさせていただいております。台数まで承知をしておりませんが、おおよそ半分ほどご契約をいただいております。

また、パーク・アンド・ライドでございますけれども、これにつきましては、今回、新たに12台分をさせていただくというようなことございまして、これまで無秩序に置かれておったものを一定整理をさせていただくというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 22ページの林業振興の関係でございますが、まず、公有林整備事業でございますが、今回、事業内容の精査を行いまして、額の確定を行っておる部分と、新たに町有林の皆伐1.0ヘクタールでございますけれども、そちらの皆伐も予定をさせていただいております。

それと、質志でございますが、町有林の間伐施業のほうを実施するというところで、最終事

業のほうを見直しまして、増額をお願いをしておるところでございます。

それと、もう1個、緑の公共事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、本年災害も多かったということで、現場になかなか行けない状況もあるということで、事業のほうを減額をするということと。

それと、あわせまして、府の補助金のほうも減額となりましたので、事業面積を当初11.5ヘクタール余りであったんですけれども、事業面積を5.56ヘクタールに変更をさせていただくということで、今回補正を上げさせていただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、都市公園施設管理事業の内容につきましては、須知川水辺公園の多目的トイレ地下部分で漏水があったため漏水修理費用、また、須知川水辺公園内の案内看板設置と倒木処理の費用といたしまして33万円を計上しております。

次に、町営住宅維持管理事業につきましては、まず、事業費といたしましては、9月30日から10月1日にかけて接近いたしました台風24号によりまして、蒲生野団地で雨漏りが発生いたしました。その屋根の防水シート工事の費用を計上しております。

また、日常管理で必要となります給湯器の交換、退居修繕等の修繕費を合わせまして、400万円を計上しております。

維持管理の今後につきましては、屋根の状況等も含め定期的な点検ができておりませんでしたので、定期的な点検方法を検討してまいりたいと考えております。

また、京丹波町の公営住宅等、長寿命化計画に基づきまして、改修・除却等も含めまして、計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 22ページの林業センターの関係でございます。74万7,000円の減額をしておりますが、これにつきましては、当時、電気施設のPCBの関係でございます。調査をさせてもらったところPCBがないということで、その分の減額ということになったところでございます。

また、長老山森林公園でございますけれども、仏主にありますトイレの火災保険負担金でございますけれども、これにつきましては、総務課サイドのほうでの対応となったため、不用額となったものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 10ページの最初の財産管理費の旧須知小学校の屋根の部分なんですが、運動場寄りのほうもシートがずっと前からかぶせてあるのですが、その辺の屋根の管理は大丈夫なのかということと。

今、山側の屋根と言われてましたが、どの建物のことを言われているのか、お伺いします。

それと、正面玄関がありまして、横の通路がありますね。その通路のところは屋根もぼさっと落ちてるんですが、ああいったところは校舎に今後影響がないのか。あのままで大丈夫なのか。その点お伺いいたします。

それと、駅を守る会事業なのですが、予想で言われるところによりますと、半分の方が使われてるような感じでありまして、また、パーク・アンド・ライド分の12台分とされてるんですが、有料の14台分のあとの残った分そのまま、これからも町民さんに利用していただけるような予想があるのか。また、パーク・アンド・ライド分の12台分の利用状況はこれからということであるのかどうか、その点お伺いいたします。

それと、今、私、聞き逃したと思うんですが、長老山森林公園のトイレのことは言われたんですかいね。済みません。

25ページの都市公園の施設管理事業なのですが、水辺公園で看板とかの設置と言われてまして、また、須知公園の、聞き逃したんですが、管理のことをもう一度、須知公園は言われたんですかいね。済みません。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の10ページの財産管理に係ります旧須知小学校の修繕の関係でございますけども、まず、今回の対象となっておりますのは、山側にあります一番裏側の渡り廊下の部分で屋根の瓦が落ちているという状況でございますので、部分的ではございますけども、まず改修をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、正面から見まして両サイド、グラウンド横側もそうですけども、屋根の一番高い部分にシートをかけております。一番問題となっておりましたのが雨漏りの対応でしたので、まず、シートに影響のある部分にかけさせていただいて、最低限の管理を今しているという状況でございます。

それから、正面の校舎側の渡り廊下の部分、これにつきましても、今は向かって右側の部分というのは学童のほうも入れないようにしておりますけども、屋根のほうも落ちている状況でございますので、その部分につきましても、今後落ちそうな瓦であったりそういったものをまず撤去をさせていただいて、最低限の管理はしていきたいというふうにも思ってお

ります。全般的な内容となつてまいりますと、改修なり復旧に相当の額を要するというこ
も見込まれておりますので、その点につきましては、もう少し慎重に考えていきたいとい
ふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 月決めの分でございますけれども、残りの分につきましては、こ
れからまた受け付けをするということでございますけれども、パーク・アンド・ライドでござ
いますけれども、今回初めてさせていただくということになっておりますので、これにつま
ましては、通勤でありますとか通学の方が年間を通じて置いておられる方につきましては、有
料駐車場のほうへお世話になるということで、一時的にとめられる方をパーク・アンド・ラ
イドということでここにとめていただきまして、駅を利用していただくというようなことで
整理をさせていただきたいというようなことでございます。

あと、トイレの分でございますけれども、トイレにつきましては、森林公園に1つと、今回、
京都府のほうでつけていただきました仏主地内でございますけれども、そちらのほうが該当す
るということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申しました都市公園費の修繕料につきましては、須知
川水辺公園の多目的トイレ、また、看板ということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 先ほど森田議員からもありました和知周辺改修工事のパーク・アン
ド・ライドというんですか。初めて聞く名称でありまして、一応、通勤・通学で一時的にと
める方へのということで12台ということですが、これはサービスでするものなんで
すか。それとも契約的にお金が発生するものなのかどうか、駐車場代が。ちょっとその点お
伺いしたいと思います。

それと、同じく11ページであります。高齢者の運転免許講習実施支援というのが新た
に上がりました。これは、高齢者の講習で園部の自動車講習場のほうでこれまで講習が受け
られていたのが中止になったことで、いろんな方が不便を強いられたということで、今回、
来年の4月から南丹市と京丹波町においてこういった補助金を出して、また、園部の自動車
講習場でそういった高齢者の講習が受けれるということですが、お聞きしたところ、

そういった免許の保有者によって、それぞれ南丹市と京丹波町との補助金があるわけですが、1人当たり幾らということで計算がされているのかどうか、わかりましたらその点をお伺いしたいと思います。

続きまして、16ページの民生費の児童福祉総務費の中で、すこやか祝金というのが50万円上がっております。これは、第1子は5万円、第2子が10万円、第3子が20万円ということで支給されるのでありますが、今回、この50万円というのは、第1子が何人とかいう詳しいことがわかりましたらお願いしたいのと。平成30年度の出生人数というのがわかりましたらお願いします。

もう1点は、31ページになるんですけども、教育費の中の学校給食費であります。今回、賄材料費が790万7,000円というふうに増額で上がっておりますが、賄費で材料費が上がったということもあろうかとは思いますが、以前はこのようなことがあったのかどうか。私、平成29年度の12月の補正を見ましたら、こういったことは上はってはおりませんでした。新たになぜ多額の賄材料費が上がってきたのかどうか、わかりましたらお願いいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） パーク・アンド・ライドでございますけども、これにつきましては、ここに一時的にとめていただきまして、都市部でありますとか病院に行っていただくというようなことございまして、一番よく言われておりますのは、都市部への車が少しでも減るように、手前で駅等を利用していただきまして、都市部への車の流入をちょっとでも防ぐというような内容ということになっております。

また、これにつきましては、都市部だけではなく、一般に病院でありますとか、お買い物でありますとか、一時的に使っていただくというようなことも目的としております。

また、パーク・アンド・ライドにつきましては、一時的なものでございますので、無償でとめていただくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 坂本議員からのご質問、負担割合の関係をお尋ねだと思っております。70歳以上の高齢者で免許を保有されている人数に基づきまして、負担割合を南丹市と決めております。負担割合につきましては、本町は約37%、南丹市が63%となるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 済みません。1人当たり2,400円程度になると計算しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） すこやか祝金の増額につきましては、母子手帳の交付の件数でカウントをさせていただいております。平成30年度につきましては、今の交付の状況で、第1子が21件、第2子が24件、第3子が11件、第4子が1件、計57件を見込んでおります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 31ページの学校給食費、賄材料費の関係でございます。これまでこういった形で補正対応としておったかということでございますけれども、平成29年度、平成28年度とも3月最終の段階で精査をさせていただいたということございまして、平成29年度につきましても、約790万円同様のような額を増額補正をさせていただいたという経過がございます。かなり多額ということでございます。1つは、小学校260円、中学校270円、1食当たりの金額、それをめどに賄材料費を充てさせていただいておるんですけども、やはり多少の誤差が出るということと。それと、ふるさと産品といいますか、地域の野菜等を使用させていただいたり、また、食育という観点もございまして、若干高くなっておるということでございます。総務文教常任委員会でも申しておったんですけども、ある意味、実績においた形で今後予算できうれば、当初から予算を計上させていただきたいなというふうに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 先ほどの1人当たりの金額の答弁、ちょっと計算間違いをしておりました。訂正します。1人当たり875円になることです。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 7ページの財政調整基金であります。財政調整基金は平成29年度末は20億円余りありました。当初に取り崩しをいたしまして、その後、災害がたくさん起

きたということで、災害関係でたくさん基金を取り崩して対処してきたというのがあります。こうした経過から見れば、基金の残額が半分以下、10億円以下になっているという状況がありますが、今後の予算編成をする場合、やはり毎年こういう災害に充てる部分を基金として確保しておくことが大切なのではないかなというふうに思っておりますが、どのように考えられるか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、16ページであります。

委員会でもお聞きをしていたわけでありましたが、保育所の職員さんの関係ですけれども、一般質問でもしていたわけでありましたが、特に保育所の関係で見ますと、非正規職員の割合が非常に高いということでありまして。お聞きしたところ、割合で見れば、正規と非正規の割合が35対65ということでありました。正職員をもっと増やすべきではないかということでお聞きしていたわけですが、なかなか募集をしても職員さんが来られないというか、採用できていないということでありまして。特に正規職員を募集しても、正規職員が職についていただけの人がないという原因が何かあるのかどうかということと。

それから、非正規の方がたくさんおられるということで、先ほども事故とかいろいろありましたけれども、こうした非正規の方が社会保険なんかに入っていないのであれば、財政的にもいろいろ問題になるのではないかなというふうに思ったりするんですが、こういう非正規の方というのは、社会保険に入っておられるのかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。また、休暇なんかもどういう状況になっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、23ページであります。

23ページの京丹波味夢の里管理運営事業ということで、4,800万円の補正予算が提案されております。資料もいただいているいろいろ説明もあつたわけでありまして、敷地内に民間企業、ホテルを建設するというので、施設整備において交付を受けた国庫補助金を返還しなくてはいけなくなったということで、4,800万円返還するということになりましたが、これは、普通、ホテルを誘致というか、来るということであれば、借地料をいただいていることになるわけでありまして、返還しなくてはいけないということで、これは土地を提供するのにもかわらず、返還分を町が負担しなくてはいけないということになっている。スタートがこういうことありますので、毎年350万円借地料をもらうということでありまして、4,800万円に至るまで15年間かかるというふうなことでありまして。その15年間、着々と350万円を年間払っていただいても、町が補助金を返還した部分が解消できるということだけで、本当にこんなことでホテル誘致でいいのかなと。4,800万円は、

ホテル側が持つべきではないかなというふうによく考えれば思ったわけですが、見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、認定こども園の関係ですけれども、650万円の減額となっております。提案説明のときにも説明をいただいたわけでありましてけれども、プロポーザル方式で内藤建築事務所が請け負って委託をされたということでありまして、我々としてもいろいろこの認定こども園については、部屋数とかそういうものはお聞きして、駐車場部分を須知公園の一部を使わせてもらうというふうな説明を受けているぐらいの状況ですので、もう少し何か具体的な説明をしていただける分があれば、お聞きをしておきたいと思います。

それから、28ページの就学援助費ですが、平成30年度の実績というのはどういうふうになっているのか、お聞きします。

それと同時に、平成30年度から入学前支給ということで、全ての入学予定者に周知の文書を郵送するというのもされておりますけれども、その点についてもどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、災害についてであります。災害がひどい状況であったので、復旧というのは最優先でしていかなければならないということでもあります。それについて1つ、過去にもいろいろ災害が起きて、いろいろ危険箇所ということで案内の設置はしてあるんですけども、なかなか復旧がされず、例えば竹野の鎌倉地内でありましたら、危険ですよということでそういう措置はされておりますけれども、長い間そのままになっているということでもあります。そういうものについてもどういうふうになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目です。

7ページですけれども、今回につきましても、補正予算の編成におきまして、基金の繰入金を計上しているところをございまして、1億6,485万8,000円ということで計上をしております。本年度、予算計上総額で行きますと、決算によりましての基金への積み立てが3,206万1,000円ございまして、そこから取り崩しが災害等の発生等もございまして、一般財源のほうは非常に多く必要としておりますことから、11億5,202万4,000円の予算計上を行っているところをございまして、現段階で残高といたしましては、8億9,677万9,000円となっているところをございまして、この残額をもとに新年度の予算編成を行うということになってまいります。その上で、例年、災害等が近年多く発生

しておりますので、災害に対応できる財政調整基金も保有をする必要があるということもございますので、そういったことを踏まえましての予算編成ということで、新年度におきましては、例年のことですが、さらに厳しい状況となっておりますので、しっかりとした予算編成をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目です。

特に保育所に関係します正規職員、非正規職員の関係でございますけれども、今も言われましたように、それぞれ正規職員が67%代に対しまして、33%程度の嘱託職員さんの割合で対応しているという状況でございます。それで、例年、採用試験も行っておりまして、募集をしているわけでございます。本年度におきましても、募集をしておりますけれども、今のところ1名の方の採用にとどまっているということで、現在、追加の採用募集もいたしておるといような状況でございます。

そうした状況の中で、嘱託職員さんにおかれましては、町の正職員と同等のお仕事等もお世話になっているという状況もございますけれども、処遇の部分に関しましては、社会保険のほうの加入につきましても継続して2年目から、あるいは今フルにお世話になっている方につきましては、加入をいただくということになっております。

また、休暇につきましても、年に20日ということで、休暇のほうも付与をしている状況でございます。

あと、各手当ということで、通勤手当なり時間外手当、児童手当につきましても支給をしておりますし、賞与につきましても、若干ではございますけれども、支給をさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 23ページのホテル建設に係ります国庫補助金の返還の考え方でございますけれども、まず、これにつきましては、「京丹波 味夢の里」を地域の振興拠点施設として位置づけまして、地域の振興を図るということで、国のほうの社会資本整備総合交付金を活用しながら建設をしたということでございます。したがって、ホテル建設の用地の部分につきましては、その目的から若干外れますので、その部分については交付金の目的外の使用ということになりますものですから、町として国のほうに4,800万円を返還するということになるということでございます。

それから、事業者との関係でありますけれども、町は町として国の補助をお返しをいたしますけれども、町は、その後、用地を事業者のほうにお貸しをするという立場になりますの

で、その部分については一定のルールのもとに借地料としていただくということで考えているところであります。

また、ホテル建設に当たってのメリットのようなことでございますけれども、まず、京丹波町につきましては、宿泊施設がかねてから少ないというふうに言われておりますし、観光客の部分でも施設が少ないというのも1つの課題ということになっておりました。そういう部分では、民間の活力を活用しながらそういう施設が新たにできるということは、観光客の入り込みのみならず、地域の新たな地域振興にも役立つということになりますし、観光の側面からしても、新しい観光資源の部分ができるのではないかなというふうには思っておりますので、町としては大きなメリットがあるというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、認定こども園の関係でございます。

議会のほうでは、総務文教常任委員会、また、福祉厚生常任委員会でも一定説明をさせていただいたようでございます。それから、具体的にになったかという、まだ今現在におきましては、今、東議員もおっしゃっていただいたような都市公園、須知公園の活用方法につきまして、認定こども園からすれば、活用方法についての調整を1つはさせていただいておりますのと。それと、具体的な話、部屋と施設に関しましては、先週も保育所の先生方、また、幼稚園の先生方、また、給食の調理員さんも含めまして、夜にお集まりをいただきまして、それぞれ意見交換をさせていただいたということで今後、具体的にになっていくであろうということでございます。今後につきましても、所管の常任委員会におきまして、形のあるものができましたら、ご報告を順次申し上げたいなというふうに考えております。

それから、続いて、就学援助の関係でございますけれども、当初の予算の計上では、85人という形で見込んでおりましたのが、今現在は95人ということでございます。

それから、入学前支給に関しまして、平成29年度と同様、本年度につきましても支給すべく準備をさせていただいております。昨年度の実績を参考に13名程度ではないかなということを見込んでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 災害復旧につきましては、用地等が必要な場合や河川等の制限で期間を要する場合がございますが、補助災害復旧と合わせて単独の災害復旧工事につきましても、順次実施してまいりたいと考えております。

先ほど申されました町道の高岡鎌倉線の復旧工事につきましては、現在工事発注準備中でありまして、今年度実施したいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 「京丹波 味夢の里」の関係ですが、15年間ずっと借地料をいただいて補助金を返還した部分がなくなるということで、15年間が本当にどれだけの地域に活性化とか、仕事とか、うるおいが還元できるかというふうなことが一番問題ではないかなというふうに思います。委員会で聞いていましたところ、商工会などへは、こういう計画があるということは話はさせていただいたが、詳しいことはまだ議決いただいた後だということでありましたが、これはやはり順序が反対なのではないかなというふうに、もっと地域にホテルが来ることによって、いろいろメリットがあるのではとすれば、どういうことがそれぞれのところに事業者とかいろんなところへ還元できるかということをもっともって課のほうでも検討して、いろんな人たちと一緒に検討することこそ順序としては大切なのではないかなというふうに思っております。今いろいろとありまして、京都市内のほうもホテルがいっぱいになかなか外国の方の客もふえているということで、本町へのそういう方たちの利用もあるかもわかりませんが、本来はやっぱり地域にどれだけ利益が還元できるかということが一番にならなくてはいけないので、そういう点をどのように考えておられるのか、お聞きをしたいのと。

あと、企業というのは、自分のところの経営がうまく行かなければ、撤退するというのがこれまでの常でありますので、本当にこの4,800万円、15年間ですか。そういうのが担保できるのかということも含めて、本当に問題があるのではないかなというふうに思いますが、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1点目の住民の方々への周知ということでございますけれども、まず、先月の11月28日、30日にわたりまして、公に事業者のほうで記者発表をされたところでもあります。30日については、町長も一緒に同席をさせていただいて発表をさせていただいたところでもあります。

議会につきましては、9月議会にこういうお話があるという概要につきましては、まず、議会のほうに報告もさせていただきました。そして、先ほど申しましたときに、記者発表を大々的にされましたので、その後にもまた議会のほうに4,800万円のお願いをしているところでもあります。

したがいまして、今後の住民の方々への、特に関係する商工会さん等については、この後、議会のお認めをいただいたのちに、これからまだまだ決めていかなければならない点もございますので、そういう部分もお伝えをしながら進めていくという考え方を持っているところでもあります。

これがどれぐらいの効果があるのかということですが、ホテルが来ることによりまして、いささかの雇用も生じてくるというふうにも思いますし、税の面でも固定資産等の収入もあろうかというふうにも思っております。

それから、先ほども申しましたように、観光の面で言いますと、京丹波町の新たな魅力に磨きかけられて、多くの外国人の方に新しい京丹波町に来ていただく入込客数の増加というの見込めるのではないかというふうに思っているところでもあります。通常のホテルで行きますと、ホテルに全部レストラン等もありまして、ホテルの中で全部完結するようなものがほとんどのホテルの経営というふうに思っておりますが、今回のホテルの特徴といたしましては、宿泊特化型といいますか素泊まり型ということになっておりますので、食事等については、ホテルにはそういうものはつくらないということで、地域のところで食事等をとるようなスタイルのホテルというふうに聞いております。

したがいまして、そういう点から言いますと、京丹波町に経済効果も生まれるのではないかなというふうには思っております。

それから、もし、経営が不安定になったときの対応ということですが、これからその部分については、契約をどういうふうにしていくかということも含めていろいろと進めていくこととなりますので、その辺も十分配慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ホテルに土地を貸すということですが、もらってる資料によりますと、貸す土地については、施設整備に1,400万円、用地費に1億600万円かかっているということでありました。今回、1億2,000万円かかった土地をホテルに貸すということでもあります。それも補助金返還分、4,800万円を町がみんなの税金で返還するということでもあります。なぜ町が返還してまでホテルに土地を貸すのかということが、今それぞれメリットは言われましたですけど、やはりおかしいのではないかと。ホテルが進出したのであれば、ホテルが持つべきではないかというふうに思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、まず、町が「京丹波 味夢の里」の地域振興拠点施設として、その使用目的によって交付金をいただいております。したがって、そのホテルの分については、目的から少し外れた使用になってまいりますので、その部分については、交付金を受けた町がまずは国にお返しをするというのは、これが本筋だというふうに思っております。

そして、それは当然税の中からということになりますけれども、逆に、今度は、ホテルとの関係から言いますと、借地料をいただくということになりますので、その収入については町の税収ということになりますので、そういう基本的な立場のもとで進めていくということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今回の補正は、条例の改正がありましたように、人勧の実施ということで人件費の補正も入っておるわけですが、今の改正後のラスパイレス指数についてお伺いをしたいというふうに思いますし、また、職員の定数から見たら、今の充足は十分なのかということと。

それから、職員採用も先ほども話が出たんですけど、内定を受けていて辞退されたというようなことも聞きました。その原因が何かないかと思いましたが、1つには、最近の新聞紙上でもありましたように、若手雇用というのは大変逼迫しておりまして、企業ではかなり初任給をアップしておるといふようなことで、平均でいいますと20万8,000円ぐらいだったかな。当町では、当然、国に準じてるということで、18万円何がしということですけども、国が行政の一表についてもかなり十何級まで採用しているというようなこともあって、本町でも6カ月採用後には一段階上がるのかもしれませんが、「わたり」がね、国のほうではかなり渡ってて、結果として企業とは均衡とれたような給与体系になっておるといふんですけども、本町ではそういう面ではなかなか行きにくい面があるのかなという思いがあるんですけども、そういうことでの改善も一定必要になってくるのではないかというふうに思うんですけども、そういう考えがないのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思っております。

いずれにしても、公務員の給与、本町の職員の給与が公表されてますので、町内の企業にも与える影響が大きいかなと思っておりますので、できるだけ改善の方向に向けて取り組んでいただいて、優秀な職員を採用していただきたいなというふうに思っておりますので、その点についてお伺いしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、本町のラスパイレス指数でございます。この指数につきましては、平成30年4月1日現在となっておりまして、まだ正式には公表はされていないところでございますが、92.8でございます。昨年が93.1ということでしたので、0.3ポイント下がっております。

また、このラスパイレス指数ですけれども、平成29年度で申し上げますと、府内の市町村で下から2番目という状況でございます。笠置町に次いで本町ということで、まだ依然低い状況かというふうに思っております。

それから、職員の定数に係りましては、288人となっておりますが、現在274人ということで、職員の枠的にはございますけれども、今その範囲内の職員数ということで対応をしているという状況でございます。一定新たな募集等を実施している状況ではございますけれども、全体的な傾向としましては、一般の企業の状況等が非常に高いということもございまして、公務員の人気というのも余り伸びていないという状況の中で、募集状況に関しましても、従来の数からはかなり少ないような状況にもなっております。

また、最終的に採用の直前になりましての合格をしたのちの辞退というのも、ここ何年か続いているという状況で、非常に職員の確保も厳しいという状況でございます。そういったところでも、必要最低限の職員の確保というのとは何かしていかなければならないというふうにも考えておりますので、そういったところで鋭意努力はしているところでございます。

今後におきましても、まだまだ職務の内容等も多岐にわたっているという状況の中で、現有の体制で行っていくというのも非常に厳しい状況かというふうに思っておりますので、そうしたところを見据えまして、今後も適正な職員管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 旧町の時代は下から2番目ということもなかったというふうに思いますけど、大変厳しいなというふうに思います。給与体系が悪いために、本町に居住している若者世代もほかの市町村の職員になっていくというような状況もあるので、できる限りそういう体系については見直しが必要かなというふうに思うんですけども、その考えはないか、町長にお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いろんな条件はありますけども、人材の確保というのは、まちづくりの

中で一番重要なことだというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） できるだけニーズに合った体系にすべきかなというふうに思うので、取り組んでいただきたいということをお願いしておきまして、また、平成30年度予算も、四半期に分けたら三半期済んだというようなことで、あと3カ月分を残すのみとなりました。太田町政が誕生して以来、初めての年間通して予算の執行もあと3カ月ということでごさいます、前回からの継続事業もこなしていかないといけないという中で、太田町政が掲げる健康の里づくりを進めていくという中では、やはり前町長も組織改革をされたんですけども、そうした中で、健康の里づくりを推し進めていくというお考えの中で、太田町政は組織改革をこういうふうにしていってというような思いがあるかというふうに思うんですけども、次年度そういうようなことをお考えになっているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 常に町の組織最適化を目指して検討はしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 質疑の途中ではありますが、これより暫時休憩します。11時5分までとします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1つは、歳出11ページにあります高齢者運転免許講習実施支援事業補助金にかかわってでございます。内容については、委員会でも聞いたわけでございますけども、今回の補助金については、高齢者講習を園部安全自動車学校で実施していただくということで、いろいろ自動車学校の状況も聞いたということでもございました。結局、費用としては、受け付けの場所とか、受け付ける人件費とか、そういうことの支援ということだったと思うんですけども、自動車学校が高齢者講習を園部はやめて亀岡の湯の花に統合したというのは、いわゆる府から来る支援金といいますか、委託金といいますか、それがそのお金では賄えないということも聞いたと思うんですけども、今回、南丹市と京丹波町で費用を負担をして園部安全自動車学校で実施していただくということなんですけども、先ほどから質疑もあつたんですけども、対象となる人数を運転免許証所有者で南丹市と割ったということなんですけども、高齢者講習は、当然

毎年やられて、1年に何回か当然やられておると思うんですけども、本来、講習を受ける人の人数によって委託金として府から自動車学校へ来るわけですので、当然それが自動車学校の収入となります。それを差し引いた残りの分を不足額、いわゆる人件費の費用負担といいますが、その差額分を南丹市と京丹波町が負担をするという考え方なのかどうか、ちょっと伺っておきたいと。そうすると、免許の所有者の人数というよりも、1年間受講された人数に対して負担をするというのが基本だと思うんですけども、この考え方からすると、委託金は園部安全自動車学校に入るわけでございますから、収入になるんですけども、当然、その分はどういう扱いになるのかと思うんですけども、その点どういうような考え方なのかどうか、伺っておきたいと思います。本来ならば、受講された方に対して南丹市と不足分を負担すると、こういう考え方が本来あるべき考え方ではないかと思うんですけども、その点伺っておきたいと思います。

それから、23ページの道の駅「京丹波 味夢の里」にかかわって、今回、ホテルが民間で建設されるということなんですけども、先ほどありましたように、新聞報道もありまして、それも見せていただいたんですけども、いただいた資料を見ておっても、いわゆる賃貸借契約によって民間の事業者へ土地を貸し付けるということなんですけども、貸し付けるということは、当然、それに対して貸付料をいただくということになるんですけども、先ほど来出ておりましたように、目的外使用ということで、国から受けた交付金4,800万円を返還しなければならないということになるんですけども、9月のときに若干情報提供と聞いていたときには、4,000万円だったわけでございますけども、年400万円いただいて、10年で保証金返還分はそれで戻ってくるといいますか、そういう説明もあったんですけども、今回、改めて4,800万円という金額になっておるとのことと、350万円ということでございますので、例えば4,800万円をその借地料で賄おうとすれば、15年間ということになるんですけども、基本的な考え方は、貸すということは、当然、借地料をいただくわけなので、それが350万円だと。これは町有地でございますので、誰であれ貸せば使用料をいただくというのは当然だと思うんですけども、4,800万円はどうなんだと。こういうことになると思うんですね。返還しなければならない金は。わざわざ4,800万円は税金から返還するというところに結果としてなると思うんですけども、いやいや、そうではない。帳消しといいますか。15年間は無償で貸すんだと。15年以降は350万円収入となってはいるんだという考え方なのかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいというのが1点でございます。その点についてまずお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 高齢者講習の関係でございます。

高齢者講習につきましては、常任委員会でも申し上げておったんですけども、以前は違反者などのリスクの高い運転手と、また、そういう方の対象でされておった経過はありますけれども、法改正によりまして、高齢者全般へ対策が強化されたことによりまして、講習区分が細分化されたということで、特に75歳以上の方に関しては、まず認知機能検査を受けていただいて、その結果が公安委員会から個人に送られ、その結果に応じて合理化講習、もしくは高度化講習を受講してもらうという、何度も自動車学校も受講者とのやりとりをする必要性が生じたというふうに聞いております。非常に手間暇が倍増した中で、公安委員会からいただくお金はこう決まっておるといふようなところで、なかなか考えていたよりも人手がかかるという実態の中、会社経営上も湯の花安全自動車学校に統合する方針とされたということでございます。そういったご苦労話も現地では聞かせていただいたんですけども、これでもやはり南丹・京丹波地域で何度か講習を再開していただけんやろかという思いをこちらとしても協議する中で、何とか利便性の回復を願うには、やはり基本的に何が支障になってるんやというあたりを十分に協議する中で、進めてきたところでありまして、何の分がお金が足りないとかそういったプロセスでは協議をしていないところでございます。どういふお手伝いがあったら再開していただけるかという形で詰めてきておりまして、学校側もそれでも悩まれた末、撤退はされたものの歩み寄っていただいて、今回、再開につなげたというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 交付金の関係につきましては、先ほどの他の議員さんの質問でもお答えをさせていただきましたけれども、まず交付金を受けたのは町ということで、まずこの目的外使用の分についての返還は町が基本的にはお返しをするということだと思っておりますし、貸付料の据置期間というのは考えておりませんので、資料のほうをお配りしておりますように、資料1ページの4のところでは事業のスケジュールを記載しておりますが、このスケジュールで行きますと、来年の3月には借地契約の締結をするということの今の段階では計画を立てております。したがって、平成31年4月から借地料としては発生をするというような考えで現在は協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今それぞれ答弁いただいたんですが、高齢者講習の関係ですが、園

部安全自動車学校で実施していただくということについては、京丹波町の該当する者にとっては非常に便利でうれしいと。別にそのことを問題視しているわけではなしに、当然そういうことの対策をとっていただいたということについては、これは関係する者としても、それはよかったと思うんですけども、それに対する負担をどうするかという問題は、これはまた別の問題としてはっきりさせておかなと思うんです。今、答弁していただいたんですけども、もちろん障害になっておるといことで、障害を取り除くということでございましたけども、当然、それに伴って受け付けの場所の工事だとか受け付ける人件費のことを言われました。その費用を南丹市と京丹波町で負担をして再開してもらおうということなんですが、私がお尋ねしたのは、当然、講習を受けると、講習者は負担をそのときに支払うわけですし、もちろん公安委員会からも自動車学校で実施したものについて委託金としてくるわけですから、そのお金はどうかと。それを丸々自動車学校の収入として入るといことなのか。やはり全体の費用をどれだけ要するかというのは当然わかるわけですので、それに対して公安委員会から来る委託金を差し引いた残りを南丹市と京丹波町で負担しましょうかというのは、これは、当然、道理ある考え方だと思うんですけども、そういうことにはなっていないのかどうか、はっきりお尋ねしておきたいというふうに思います。なっていないければ、そういう協議をすべきだと私は思うんですね。一定のそれはそれで必要な利益といいますか、もうけというのは必要であれば、それはそれできちっと認めてその分をどうするかという話もきちっとせんとあかんと思いますし、ほかの自動車学校でもどういう状況になっているか言うのも若干調査もして、そういうものも参考にできちっと話し合いをしていただきたいし、すべきだと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

それから、ホテルの関係なんですけども、私がお尋ねしておるとは全く答弁がかみ合っていないと思うんですけども、要するに、当然、交付金を受けたお金を目的外使用ということで国に対して返還せんなん。これはよくわかる。そのとおりでと思うんですけど、返還するお金4,800万円、今回、補正予算として税金でとりあえず払うということなんですけども、本来ホテルというのは、当然民間でございまして、利益を目的に来るわけですから、4,800万円のその分は先にいただきますよというようにして、そして土地代を何ぼにするかという話に本来私はすべきだと思うんですけども、町は4,800万円とりあえず税金から払いましたと。あと、借地料としては350万円毎月いただくんだと。こういうことであれば、ホテルの進出のために税金を投入するということになるわけですね。利益になるというのは、当然、土地を貸すわけですから、誰に貸してもそれはそれに対して借地料としていただくのは当然のことでございますから、その点がもう1つはっきりしないと思うんです

が、改めてその点もう一度伺っておきたいということと。

それから、新聞報道では、京都府の知事は、このホテルについて、地域の発展につながる取り組みで、地元の知恵と努力が問われると述べておられるんですね。ホテルを受け入れる地元の知恵と努力と言われておるんですけども、これについては、本町としてはどういうように考えておられるのかというのを1点伺っておきたいと思います。

会社側は農村部に足を延ばす訪日外国人らが増える中、拡大する宿泊需要を取り込もうとしていると。わざわざ公金を使ってホテルを引き込むということになるわけですから、やはりそのことが町民の暮らしを高めていくということにつながらなければ、税金を投入するわけですから、その点については活性化とかいろいろ言われておりますけども、人の雇用のことも言われましたけども、やっぱりそれが本来広く町民の利益につながっていくということにならなければだめだと思うんですが、その点はどうかということなんです。特に、訪日外国人をあてにした宿泊施設ということになりますと、やはりどういう外交上の問題も含めてありますが、いつまで続くかわからないと思うんですが、そういう心配というのはしておられないのか。本来なら国内の方がきちっと来れるようなものがあるべきだと思いますし、また、町内に宿泊施設が不足しておるということでございますけども、それならば、町内にあつた既存の施設、旅館もあるわけでございますけど、そういうところこそもっと力を合わせて、取り組みをもっとしていくべきではないかと思うんですけども、結局、よそから来るやつを受け入れてはどうかということではなしに、今地元にある旅館も含めて宿泊施設、全くないということではないわけなので、そういうところともっと町も力を合わせて方策や施策を考えていくと。そういうところには目は向いていないのかどうか、伺っておきたいと思います。

京都市内から近いということも報道されておりましたけども、近いということは、逆に宿泊して周遊は京都市内ということも十分可能というように考えるんですけども、町内の周遊というのは本当に見込めると。どういうように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 公安委員会からの委託金の関係ですけども、高齢者講習の指導員の人件費とか、それから指導員さんの資格更新に係る費用とか、それから講習に係る車両の購入費、また、維持管理費ということに充てたら、なかなかそれはいっぱいだという話でございました。議員も今おっしゃったように、受付関係につきまして、今まででしたら、スタートのときは通常の受け付けと一緒にスタートしたけども、なかなかそれだけでは手間

暇がかかり過ぎるということで、やむを得なく湯の花と統合したという話でございましたので、そしたら、支障となる受付業務、それから人件費とか受け入れ体制に係る改修等の費用について支援をするので再開をしていただくことを協議を進めてきたということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1点目の交付金の返還額を事業者のほうに負担というご質問ですけれども、まず、スケジュールのところにも書いてありますけれども、これは交付金を返還するに当たりまして、また、建設に当たっては、関係する国交省を中心に国の機関とも協議は必要でありまして、現在も協議を進めているところであります。協議が整った段階で、まずは交付金の返還をしなければならないということになっておりますので、そういう事前の地ならしをちゃんとした後に、事業者との契約の締結ということでもありますので、その分については、そういうスケジュールの関係、国との協議の関係、納付金の返還等の時期もあわせて、まずは町が返還をするということで考えているところであります。

それから、地域の利益等でありますけれども、まずこれまでに京丹波町に来られなかった外国人の方が来られるということを想定しますと、新たな観光消費額が増加をするということが見込まれるというふうに思っておりますので、そういう部分では地域への経済効果が生まれるというふうに思っているところであります。

それから、既存の宿泊施設でございますけれども、全体的には少ないというふうな話もさせていただきましたが、来る方々の京丹波町に来られる期間なり、それから目的、それから人数、いろんなことがそれぞれ異なってまいりますので、それはそれで既存のところの施設も十分にご活用いただけていくべきだというふうには考えております。まず、今回のホテルにつきましては、インバウンドの方を中心というふうに聞いておりますので、そういう面では、これまで京丹波町の中ではインバウンドの方の受け入れ体制が整っておりませんでしたので、そういう部分では新たな観光客の誘致ができるというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 高齢者の講習の関係ですけれども、当然、新たな車を増やさなければいけないとか、講師の確保とか、指導者の育成とかの費用が要るんだということでございますけれども、車にしても、講師確保、試験にしても一時的なものではないかと思うんですけど

も、今後、毎年幾らか負担をしていくということに当然なると思うんですけども、それについても先ほど説明していただいた高齢者の運転免許の人数という算出方法ということなのか。やはり1年間を通じて講習を受けた、ニーズに応じて負担をしていくというのは、本来あるべき算出方法だと思うんですけども、やはりそういうことであれば、しっかりその辺は自動車学校の費用の問題も明らかにして、町が公費を出すわけですから、根拠づけをはっきりさせて指示するというのは、これは基本だと思うんです。当然、自動車学校はそういうように言っておられるわけですけども、綾部とかほかの自動車学校についても、当然、高齢者講習を実施されておるわけですので、そこはそこで返事をしないということは対応できておるといふことだと思うんですけど、そういう面から比べて、必要最低限の費用負担をしていくと。必要なものはしないといけないわけですけども、ちょっと改めて自動車学校としっかり協議をしていただいて、そうあるべきだと思うんですけども、もう一度見解を伺っておきたいと思います。

それから、「京丹波 味夢の里」のホテルの問題なんですけども、実際、民間企業というのは、一流の企業といわれるところでも経営方針によって変わるわけですので、先日も瑞穂農林がそういうタカラバイオの撤退という話も報道されておったように、やはりそういう面で行くと、京丹波町の活性化というのはどうのように考えるべきかというのは問われていくと思うんですね。よそから来るのを受け入れてどうかということではなしに、本来やっぱり地元の人たち、施設、そういうものをもっと活用していくということが私は大事だと思うんです。だから、一時的に地域経済が活性しても、持続可能なものにならないと活性化にならないと思うんですけども、やはり先ほど答弁がありましたけど、地元の旅館も含めて活用してもらえればいいということではなしに、一緒に知恵や力を合わせて取り組んでいくという、そこが私は非常に大事だと思うんです。そういう視点をもっとしっかり持った活性化の取り組みをすべきだと思いますので、改めて伺っておきたいと思ひますし、実際、この見通しとかそういうものについても不確定要素が多いわけですので、やっぱり慎重な対応が私は必要だと思うんですけども、改めてその点についての考え方を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 綾部とか福知山の学校での状況も今お話が出たんですけども、私も高齢者の方にお話を聞きますと、結構予約がいっぱいだと聞いてます。例えば綾部で認知機能検査を受けられた、なるべく同じ学校で受けるような形をとってほしいといわれながらも、次の講習を予約する段階ではもういっぱい福知山へ回ってくださいとか、そんな話

が現実だということで聞かせてもらってまして、おまけに京丹波の方でしたら、園部が、南丹警察署が管内ですので、本当あっちこっち行っていただかなければならないというふうになるのが現状だというふうに聞いてます。要は、綾部も、福知山も、今、現状としては、多いんやろうなというふうに感じております。

それで、来年度からの関係をお尋ねなんですけども、受付を専門にするというふうに協議の中で決めましたので、その部分の人件費が今後かかってくるというふうに協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ホテルの関係でありますけども、ご案内のとおり、新聞でも出ましたけども、ホテルにつきましては、積水ハウスが建てて、運営は世界で最大のホテルグループでありますマリOTTグループがやります。2万弱のホテルを保有し、200万室ぐらいの部屋を持っていると。マリOTTの会員については、世界中で1億人が会員になっているというふうなそういうホテルが来るというわけでありまして、その中の1つに京丹波町が全国で15カ所の中から選ばれたということで、これはもう本当に歓迎すべき施設が来てくれるということで、ほかの市町村の首長さんからも何で京丹波町なんやというような垂涎のまなざしで見られております。ご案内のとおり、昨日ですか、日本の海外の観光客数が3,000万人を突破したというニュースが流れておりました。これを今後4,000万人にするということで、観光立国というのは、これは政府でも進められておりますし、人口が先細りして減っていく中で、短期の滞在者である短期人口を増やして、経済を活性化しようという取り組みのもとにやられておるところであります。もちろん民間でありますから、収支が合わなくなれば撤退するということは当然でありますけども、ホテル建設に一定の投資をするわけですから、その投資をそのままにして撤退をするというようなことも考えにくいわけでありまして、そういうマイナスの思考ではなしに、京丹波町にいろいろプラスになるということで、京丹波町にも知事がおっしゃってましたのは、外国人の方が来られたときに、いろんな体験ですとか、町内をめぐって楽しんでもらう取り組みとか仕掛けというのをつくっていただかなければならないという意味でおっしゃったというふうに思いますし、非常に京丹波町にとってはチャンスになると思いますので、前向きに捉えて活性化につなげていきたいというふうに私は考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっています議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、6,884万4,000円を追加するものです。今回の補正の内容は、林道等の災害復旧事業に5,100万円、京丹波町味夢の里管理運営事業に4,800万円、介護施設等整備事業に3,888万円、人件費に2,081万7,000円、学校給食費に1,014万9,000円、農地農業用施設災害復旧事業と河川等災害復旧事業は、災害査定確定や設計額の確定による減額や、新たに見込むものなどを差し引き1億1,892万6,000円の減額となっております。補正予算には、災害復旧事業や賄材料費や、また、街灯設置補助金、また、公共施設の修繕や整備など住民要望に応える内容のものもありますが、今回の補正予算の大きな特徴は、新聞報道にもありましたが、世界最大大手マリオット・インターナショナルと積水ハウスが農村部への観光誘致客や宿泊需要を創出する農村部に足を延ばす訪日外国人らが増える中、拡大する宿泊需要を取り込むホテル内にはレストランや土産物販売のスペースを設けず、道の駅を初めとした地元消費を促すことで、地域活性化にもつなげるとしております。また、進出先の自治体は、京都市に集中する観光客の分散化と地域活性化への期待をよせた。知事は、地域の発展につながる取り組みで地元の知恵と努力が問われると述べたと報道をされておりました。

京丹波町は、道の駅「京丹波 味夢の里」建設に要した事業費、用地代も含め18億1,571万円の税金を投入して建設をしました。財源は、社会資本総合整備交付金7億4,011万5,000円、借金である起債、過疎債と合併特例債が10億1,461万6,000円、一般財源が6,097万9,000円でした。

今回、ホテル建設受け入れで、社会資本整備総合交付金7億4,011万5,000円のうち4,800万円を返却するものですが、道の駅「京丹波 味夢の里」は、京丹波町の活性化の中心となる施設として、地域情報の発信、交流による活性化、さらには地域への直接誘導を図ることを目的としております。

今回、道の駅「京丹波 味夢の里」の敷地内に宿泊特化型ホテルを併設するものですが、宿泊特化型ホテル誘致が本当に活性化につながるのか疑問です。しかも、社会資本総合整備交付金4,800万円もの多額の金を税金で返却するものです。ホテル建設業者からは、15年間毎年借地料を受け取るとしておりますが、ホテル建設業者は農村部に足を延ばす訪日

外国人らが増える中、拡大する宿泊需要を取り込むといいますが、いつまで続くかわかりません。結局は、民間のホテル建設に町有地を無償で提供して誘致する必要があるのか問われていると思います。知事が地域の発展につながる取り組みになるかは地元の知恵と努力が問われると述べているように、将来の見通しも展望もはっきりとはしておりません。京丹波町が主導的に行うことはできません。他力本願と言えます。本来、町が行うべき活性化は何かが一番問われていると思います。ホテルが観光資源と考えるのは視点が違うのではないかと指摘するものであります。町内の各関係機関と十分な事前協議も行うべきであります。必要なのは地域循環型の取り組みに力点を置くべきであります。企業誘致や公共事業、補助金頼みでは一時的に経済は活性化しても、持続可能なものにならないことは、先日報道された瑞穂農林の事例からも明らかです。どんな一流企業でも、経営戦略や経済状況で運営方針は変わります。その影響を受けるのは住民です。住民の暮らしに大きな影響を与えることは明らかです。住民の力を引き出し、住民と力を合わせ、知恵を出し合いながら取り組む地域内循環型経済振興を進めることが必要であることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） それでは、一般会計補正予算に賛成討論をいたします。

先ほどの反対討論の中で幾つか気になったところがあったので、賛成討論の中に僕の思いを込めたいと思います。

高齢者の車の免許の更新手続においては、高齢者の方がご苦労されている現状をできるだけ和らげるために、南丹市とともに事業者と協議を重ねた経過を評価いたします。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」におけるホテル建設についてですが、よく町民の方に企業誘致してほしいと。必ずしてほしいみたいな話を皆さんもよく聞く中で、これはもう立派な企業誘致だと思います。町が持つてゐる工業団地がないから企業誘致ができないんだというふうにごく問題になってますが、土地を整備してしっかりと企業誘致したことをすごく評価したいと思います。そこにはどこの企業誘致でも法人税を優遇してあげたりとか、また土地をお金をかけて整備したりして企業誘致をします。だから、この4,800万円といいますが、企業誘致するために係ったお金としては当然かなと思います。

また、先ほど極端だなと思ったのが、外国人のためにという言い方を質疑でもされてましたが、別に外国人を呼び込んで日本人を相手にしないなんてことは全く考えておりません。インバウンドの外国人ももちろんお金を落としてもらいながら、観光地として日本人もいっぱい呼び込みたいなというふうに思います。

また、質疑の中で、京都に近かったら京都にとられちゃうんじゃないかなと。お客さんここに泊まって、京都にとられちゃうんじゃないかなみたいな話がありましたが、それもちょっとびっくりするんですけど、京丹波の地元の魅力に自信を持っておれば、そんな発言はできないかなと。泊まる場所をつくって、京丹波の魅力をしっかり発信して、ここにお金を落としていただく、そんなふうに取り組みたいと思います。

反対されるかもしれない皆さんも、10年後、20年後、京丹波町に泊まる場所いっぱいあるよと。どこの観光地に行っても、一通りではないと思います。家族でみんなで泊まる場所があったりとか、また、合宿所みたいなところもあったりとか、その中で個人で一部屋与えられるような場所もいっぱいあるかなと思いますので、皆さんの生活スタイルの、若い人たちの生活スタイルの変化にも対応したこのホテル誘致というのをすごく評価しまして、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

議案第79号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の6ページで、疾病予防費で記念品代が19万8,000円減額になっておるんですけども、どういう理由で減額になったのか。当然対象者が減ったということかもしれませんが、当初との見込みがどうであったのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 6ページの記念品代でございます。

当初、60世帯を見込みまして、5,000円ということで見込んでおりました。この記念品代をお渡しするに当たりまして、要綱等も改正をさせていただきまして、対象期間を今までの3年間無受診ということで対象者をしておりましたが、1年間という期間を縮小したというところもございまして、実績34世帯ということでございまして、単価も1年間というようなことにさせていただきまして、3,000円ということで計上させていただきまして、その結果、19万8,000円の減額というようにございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 3ページであります。

保険基盤安定繰入金ということで86万9,000円のマイナスであります。低所得者対策ということで、7割、5割、2割減免があります。そして、この制度が始まる時に、多

くの反対があったということもあって、それプラス9割軽減、あるいは8.5割軽減が今現在ありますが、昨日、一昨日ですか、新聞にも載ってございましたけれども、9割、8.5割の特例軽減が来年の消費税率引き上げの10月をもって廃止をするということも言われました。今現在、本町で9割、あるいは8.5割の対象となっている方が、資料が手元にありましたら、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 平成30年6月時点でございます。9割軽減の方が603名、7割が1,012名、5割軽減が415名、2割が493名でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 8.5割はないですか。昨日の新聞によりますと、9割軽減の方は、消費税率引き上げのときに低所得者ということで5,000円給付がされるということで、今回の一般会計の補正にも、そのためのシステム改修の予算が組まれておりますけれども、5,000円入るとということで、経済的にはプラスになるということがありました。8.5割の人は負担が増えると。負担はそもそも増えるんですけど、そういう国も消費税増税による軽減対策でもって、8.5割の人は負担が増えるというようなことでありましたが、そもそも後期の75歳以上の人が増えるに従って、医療費も増えるということで、どんどん保険料が増えてくるということで、年齢によって差別をするということで、みんなが反対した制度であります。こうしたことで9割とか、8.5割とか、そういう軽減がされてきたということですが、こうした差別的な制度でありますし、今後ますます負担が増える制度でありますので、こういう特定の軽減について、やはり国のほうへ引き続いて継続するように言っていくべきではないかなというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一般質問の中でお答えをさせていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

議案第81号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） この補正に関して中身がどうこうではないんですけども、総合事業にかかわりまして、地域支援事業費で、今回、これまでクローバー・サービスが「みんな、おいデイ」という事業をしていただいております。今回、こういったチラシがそれぞれ入りまして、来年の3月いっぱいやめますという。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） はい。

○議長（篠塚信太郎君） 議案に関係のない質疑だと思いますが。

○3番（坂本美智代君） この中の7ページの地域支援事業の中の介護予防、生活支援の中のであります。

○議長（篠塚信太郎君） その予算の中身について質問をお願いします。

○3番（坂本美智代君） そうですか。予算の中には入ってはないのですが、住民の中でちょっと不安を感じてる人がおられるので。

○議長（篠塚信太郎君） 予算でないことは、質問はできません。

○3番（坂本美智代君） できませんか。

○議長（篠塚信太郎君） はい。

○3番（坂本美智代君） はい。済みません。取り下げます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の5ページでお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、地域密着型介護サービス給付費負担金ということで4,058万5,000円の減額で居宅介護サービス給付費負担金ということで3,801万6,000円が増額になっております。また、居宅介護サービス計画給付費負担金が143万4,000円なり、一番下の介護予防サービス給付費負担金が498万3,000円減額になっておるんですけども、いわゆる減額になっておるのは、18人以下の施設ということで、入所者が減ったということの説明があったと思うんですけども、あわせて、自宅から通所してサービスを利用する方がふえた。通所がふえたということの説明もあったんですけども、減るということは、亡くなられて減ったということなのか。ほかへ移転されたということなのか。高齢者の関係から言うと、対象者は増えていくと思うんですけども、そういう状況にはなっていないということなのか。自宅から通所してサービスを受けるというのがふえておるわけなので、入所された方を引き取って家から通所のサービスを受けると。そういうことになってきているということなのかどうか、伺っておきたいと思えます。

具体的に、当然通所でありますと、施設を利用するわけですから、施設の利用の状況というのはどうなっているのか。また、地域密着型介護サービスの18人以下の施設で、施設の入所の状況というのは各施設どういようになっておるのか、わかっておれば伺っておきたいと思えます。

介護予防の関係はリハビリの利用減というように聞いたんですけども、これもその対象者が減ったということなのか。回数が減ったということなのか。その辺について対象者の人数がわかっておれば、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 地域密着型介護サービス費の4,058万5,000円の減の関係でございますけども、これは先ほどおっしゃられました18人以下のデイサービスの分もございますし、もう1つには、認知症対応型の通所介護のほうも含まれております。それぞれ当初の見込みよりも件数が少ないということで、当初、地域密着型の通所介護でしたら、月に105件を見込んでおったわけですけども、前半の実績で92.8件を見込んでるような状況でございます。

また、認知症対応型の通所介護につきましては、当初で月当たり21件を見込んでおりましたが、実績では11件程度になったというようなことでございます。

それぞれ理由についてはさまざまなことが考えられますけども、例えば入所されたりとか、また入院等でお休みをされるということも考えられるというようなことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 3ページであります、国庫補助金の調整交付金であります。マイナス48万1,000円であります。国庫補助金の調整交付金ですが、これは介護保険は国の負担が25%であります、そのうちの5%というのが調整交付金であります。この調整交付金については、傾斜配分というか、そういうふうになっておりましたが、本町の現状では、5%入ってるのか。少ないのか。多いのか。どういう状況になっているのか。最終になっておりますので、お聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） お待たせをいたしました。

当初の見込みでございますけども、8.3%を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどお尋ねした地域密着型介護サービス給付の4,058万5,000円の減については、今、説明をいただいたんですけども、居宅介護サービス給付費負担金というのは3,801万6,000円増額になっているんですけど、これも通所というふうに聞いたんですが、これは見込み額より増えたということですので、対象の方が増えたということなのか。その点についてお尋ねしておきたいと思えます。

あわせて、介護予防サービス給付費負担金についても498万3,000円が減額になっておんですけど、これはリハビリの利用減というように説明があったと思うんですけども、これは対象者が減ったということなのか。対象者の人数というのはわかっておるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、居宅介護サービス費の関係でございます。これにつきましては、通所介護につきましては、当初の見込みが月当たり277件が322件というようなことで、増えておるということでございますし、ここで何よりも大きいのが平成29年度に町内の事業所のほうでその施設区分に応じた算定の若干誤りがありまして、一旦、平成29年度でその分を取り下げをされまして、また、平成30年度に新たなその分の請求をいただいている金額が約1,600万円でございます。その分もここに加味をさせていただいております。

また、居宅介護サービス費につきましては、今の通所介護と含めまして通所リハビリテー

ションと、また短期入所生活介護についても、この区分のところになるわけでございますけれども、通所リハビリテーションにおきましては、約1,000万円の減というようなことになっております。

また、短期入所生活介護につきましては、約1,100万円ほどの増ということになっております。

それと、冒頭に申し上げました通所介護につきましては、先ほどの過誤の関係もございませうけれども、含めまして約3,400万円の増を見込んでおるところでございます。

続きまして、介護予防サービス費の関係でございますけれども、これも介護予防通所リハビリテーションの減というようなことで、当初、月当たり36件を見込んでおりましたが、26.5件というようなことになっておる状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほど25%のうちの調整交付金の8.3%ということでありました。傾斜配分ということで、厚く交付金が入ってるということですが、どういう部分が評価されているのか、どういう部分にそういう傾斜配分の部分が換算されているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） これにつきましては、国のほうからの来ている分で算定をさせていただいてるというようなことで、高齢者の人数なり率等も加味されてるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

議案第82号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。1時15分までとします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第14、議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の5ページでお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点は、測量設計監理業務等委託料というのが1,939万6,000円減になっておるんですけども、相当大きな金額でございますので、具体的には当初予定とどう変わったのか。どういうことでこの減額をするのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

それから、下水道の施設管理費の中に修繕料というのがあるんですけども、説明では、漏水対応というような説明を聞いたと思うんですけども、具体的に漏水は町内に管の関係で起こると思うんですけども、いわゆる緊急時に備えて予算を追加をしたということなのか。漏水ということは漏れるということだと思うんですけども、ポンプのところにランプが回っておるといのもよくあるんですけども、そういうこととは違うかと思うんですけども、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

それから、4ページに修繕料があるんですけども、施設管理で。処理場のポンプなどの修繕料699万7,000円なんですけど、これはどこの施設、何カ所そういう修繕を予定しておるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 5ページの公共下水道施設の整備事業に係ります測量設計監理業務の委託料の減額についてでございますが、この施設整備費の委託料につきましては、平成27年度に下水道法が改正されましたので、それを反映した変更事業計画書を本年の1

1月18日までに提出することとして、予算のほうをお願いしておりました。事業計画区域の内容につきましては、事業計画区域の見直しや計画汚水量等の各種の計算、また、処理場の水処理及び汚泥の処理方式の検討などを盛り込んだ計画書を既に提出されております近隣市町等の委託内容等を参考に見積もりを徴し、予算のほうを計上させていただいたところですが、本年に入りまして、提出いたします京都府のほうと協議を行いましたところ、今回は法改正の要点である施設の機能の維持に関する方針に絞った事業計画書の変更で構わないということと。あと、期間更新を含めた計画書を提出するよう指示がございましたので、事業費のほうが大幅に減額となったところでございます。

また、あわせまして、下山処理区のグリーンハイツ区の下水の管路の改善対策に係ります委託費もこの本予算でお願いしておったんですが、ご存じのとおり、雨水の流入等がございまして、また、不明水も多々あることから、本年度に改善対策の計画を立てることとしておりましたが、上水道につきましても漏水等頻発しておりまして、下水の管だけを改善するのではなく上水道も含め、また、雨水も下水道管に流入していることから、表面排水の処理も検討しなければならないということで、事業計画を見直しまして、一体的に改善できるよう取り組むということで、本年度の予算につきましては、本補正におきまして減額をさせていただくこととしたものでございます。

あと、公共下水の施設管理におきます修繕料につきましては、今おっしゃられましたように、本年度、ポンプ施設なり処理場のポンプ類の故障が大変多くありまして、年度当初に計画しておりました処理・修繕が追いつかない状況となっております。今回、補正でお願いしておりますのは、当初から計画しておりました上豊田浄化センターの汚泥の攪拌機のオーバーホールを行うということで、予算が不足する額について今回補正をお願いしたところでございます。

農業集落排水の修繕料につきましても、ポンプ設備や中継ポンプの設備の能力低下や故障が頻発しておりまして、設置から20年以上が経過しておりますので、緊急時に備えまして、ポンプ類は2系列で交互運転をするように設置しているんですが、1基が故障して直しておかないと、もう1基が故障したとき、同時期に設置しておりますので、また近い将来ポンプ類も動かなくなるということもございますので、今回、補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 農業集落排水の修繕料の答弁をもらったんですが、ポンプの交換も

含めてしなければならないということでございますけれども、具体的に何カ所ぐらい予定されておるのか。確かに、ランプが回っておるのはよく見るわけでございますけれども、それは何か詰まったということだと思っておりますけれども、ポンプは町全体では相当な数もあると思っておりますけれども、一応、今の考え方としては、修繕何カ所ぐらい予定をしているのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 下大久保処理場の原水ポンプの修繕を含めまして、全部で7カ所のポンプの修繕を予定しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 5ページです。

常任委員会でもお聞きしておりましたが、今も説明ありましたように、法律の改正によってそれを反映した計画書を作成し、届けたということになります。3万人以下の人口のところの下水道については、平成32年4月1日までに公営企業に移行しなくてはならないという法律になっているということで、水道に続いて下水道も公営企業に移行するということになると思いますが、下水道の公営企業に移行する目的というのは、どういうことが目的として、法律も改正され、なっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 公営企業の適用を受けるのは3万人以上の市町村が、現在、来年の4月から公営企業法の適用を受けるということになっておりまして、本町の場合は、3万人以下の事業者でございますので、法律上はまだ公営企業法の適用を受ける必要はない。今のところは3万人以下の自治体については、まだ何も通達がされておられません。ただ、近い将来、水道なり今回の下水道法の改正もなんですけど、経営が持続できるようにということと。あと、施設の強靱化。あと、財政的にも独立して経営の安定を図ることが常に言われておりますので、下水道新聞なり通知で見るとは、近い将来公営企業法の適用を受けるようになるかというふうには考えているところでございます。また、それに伴います台帳なりの整備も必要になってくるということで、本年度から台帳等の整備にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

議案第83号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第15、議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 歳出の4ページでございます。

需用費で燃料費なり修繕料ということで計上されておるんですけども、この修繕料について、当初の見込みより増えたという説明があったと思うんですけども、今回、334万8,000円の追加補正でございますので、具体的にはどういうものの修繕を見込んでおるのか。バスも多いわけでございますけども、全部が修繕が必要ということではないと思いますので、内容について伺っておきたいと思います。

○議長(篠塚信太郎君) 木南企画政策課長。

○企画政策課長(木南哲也君) 修繕料の増額につきましてですけれども、本年度の上半期6カ月分の実績から下半期分を計算し直しまして、年間の修繕料の不足する分を見込みまして、334万8,000円の増額をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

議案第84号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第16、議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

議案第85号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第17、議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 7ページ、8ページの平成30年の予定の貸借対照表があるわけなんですけども、先日、新聞に報道されましたそれぞれ市町村の料金表の中に、いわゆる施設の費用と料金の割合が京丹波町の場合は47%と5割行かないということなんですけども、貸借対照表ではどのように見たらそういうことがわかるのかどうか。実際、この表を見ますと、剰余金合計としては1,339万円ということで剰余金が上がっておるわけでございますけども、投資をした費用とかそういうものを含めてそういう数字が出ておるんだと思うんですけども、料金では、水道の費用が半分も賄えてないと単純に言えばなると思うんですけど、この貸借対照表ではそういうことはわかるのかどうか。どれを見ればいいのか。ちょっとその点この貸借対照表からわからないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 済みません。勉強不足で申しわけございません。貸借対照表からの見方はちょっとわからないんですが、平成29年度の決算の一番最終ページに給水原価なり供給単価を経営の分析表ということでつけております。この数字につきましては、水道事業会計、どことも同じ分析の仕方をしておりますので、この数字が対象になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

議案第86号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、発議第3号 消費税増税中止を求める意見書》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第18、発議第3号 消費税増税中止を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

東まさ子君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいまから、消費税増税中止を求める意見書（案）について提案説明を行います。

政府は、消費税率を2019年10月から10%に引き上げようとしています。消費税は、所得の少ない人ほど重くのしかかる税です。その上、深刻な消費不況が続く中での増税は、暮らしと経済をさらに落ち込ませ貧困と格差を拡大します。

2014年4月、安倍政権が消費税率を8%に引き上げた後、家計消費が増税前の水準を上回ったことはありません。年間の家計消費は1世帯当たり約25万円減りました。総務省の家計調査からであります。

消費税率10%への増税は、国民から毎年5兆円を取り立てる巨額の負担増税であります。暮らしと景気を壊す増税をとめることは政治の責任です。

安倍政権は消費税を全て社会保障に使うと言っていますが、8%の増税を強行しながら、社会保障をこの6年間で3.9兆円も削減をしてきました。

さらに、財務省は、今後75歳以上の医療費を原則2割負担にする。介護保険で要介護1・2も保険から外すなど社会保障の大改悪を提案しています。また、この財政が大変だから、消費税増税はやむを得ないのではないかとの意見もあります。

しかし、消費税が導入されて30年、日本の財政赤字は解決の方向に向かうどころかひどくなっています。消費税が導入された1989年度に254兆円だった国と地方の借金は、2018年度見込みで1,107兆円と4倍以上に膨れ上がりました。この30年間に集められた消費税額は372兆円に上ります。そのうち大半の291兆円は法人税減税の穴埋めに回されました。結果、大企業のため込みは史上空前となっています。国民に増税を強ければ景気が悪化し、税収そのものが落ち込みます。国の借金を減らすためには、大もうけをしている大企業と富裕層に応分の負担を求めるべきであります。

安倍首相は、消費落ち込みに万全の対策をとると言っています。期間限定でポイントを還元するといいますが、カード払いを扱わない中小商店にとっては大迷惑であります。プレミアム商品券の発行なども検討していますが、新たな消費を喚起しないと政府も認めています。政府が考えている消費税増税の対策には何兆円もの費用がかかると言われております。対策は短期で終了しますが、10%の消費税増税はずっと続きます。景気の落ち込みを心配して増税分を戻すくらいなら、増税そのものをやめるべきです。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

消費税増税中止を求める意見書（案）

安倍首相が10月15日の臨時閣議で、2019年10月に消費税率8%から10%への引き上げを予定どおり実施すると表明したが、これは、国民の暮らしと日本経済へ重大な影響をもたらすものである。

第一に、2014年4月の消費税8%への増税時、「経済の底が抜けた」と言われるほどの消費不況を招き、それ以降「実質家計消費支出」を上回ったときはない。いまの経済状況の下で増税を強行すれば、消費不況を深刻化され、経済全体に破局的な影響をもたらすことは明らかである。現在、議論されている「軽減税率」は、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけで、一世帯当たり約8万円の大増税になることや、コンビニの店内で食べれば外食扱いで10%、持ち帰れば8%など、消費者にも事業者にも複雑で負担となるものである。「インボイス制度」が導入されれば、500万といわれる免税業者が取引から排除されたり、雇用契約がない請負労働者、建設職人にも深刻な影響が生じる。

第二に、財務省は10月9日の財政審への「提言」で、医療分野で「75歳以上の窓口負担を原則1割から2割に引き上げ」など、介護分野で「要支援や要介護1・2の人を軽度者として給付対象から外す」など、子育て分野で「国・自治体から保育所・幼稚園などに支払われる費用の抑制」などを打ち出しており、「消費税増税は社会保障のため」との説明は全く成り立たなくなっている。

第三に、消費税導入時も2回の増税時も、いずれもその翌年翌々年に法人税の引き下げが行われている。現在も、経団連は「法人実効税率が高すぎる」として、現行29.74%を25%に引き下げるよう要求し、経済同友会幹事も「消費税は最低でも17%程度に」と主張している。この30年間で国民が払った消費税は総額で約349兆円、同時期に法人3税の減収は約280兆円であり、消費税収の約8割が法人税減税に消えているのが実態である。

第四に、日本医師会会長が指摘しているように「社会保障の抑制策を考える前に、まずは446兆円超にも上る企業の内部留保を活用」すべきである。また、5兆円を超える軍事費、

日本に負担義務のない米軍思いやり予算、不要不急の大型公共事業、政党助成金を削減すれば、社会保障財源を生み出すことは可能である。

よって、国におかれては、消費税率10%の引き上げを中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

京都府京丹波町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

ちょっと前後いたしました、最初の発議第3号というのを最初に言い忘れておりましたので、元に戻りまして。

発議第3号 平成30年12月19日

京丹波町議会議長 篠塚信太郎様

提出者 京丹波町議会議員 東まさ子

賛成者 京丹波町議会議員 山田 均、同上、坂本美智代

消費税増税中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

意見書（案）の内容はさきに言ったとおりであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第3号 消費税増税中止を求める意見書の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま上程されました発議第3号 消費税増税中止を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

来年10月に消費税10%への引き上げの実施が予定をされています。低所得者ほど負担が重く、消費を冷やし、景気を悪化させるのが消費税であります。

2014年、安倍政権が消費税8%に引き上げ後、家計の消費が増税前の水準を上回ったことはなく、年間の家計の消費は1世帯当たり約25万円も減りました。安倍首相は、消費に万全の対策をとるとしてはいますが、食料品を現行の8%に据え置くだけで、軽減でも何でもなく、例えば酒類のみりんは10%、食料品のみりん調味料は8%の税率に。コンビニやハンバーガー店で持ち帰りであれば8%、しかし、店内で食べれば外食として10%に。また、水道料金は10%、しかし、ペットボトルに入った水は8%と、このように商品やサービスによって税率が異なることで混乱を招くだけであります。

これまでから消費税引き上げのたび、社会保障に充てるといいながら、社会保障への財源はこの6年間で3.9兆円も削減してきています。

今後、さらに、75歳以上の高齢者の医療費を原則1割から2割に引き上げ、介護保険の要介護1・2も保険から外すなど社会保障の改悪を提案しています。

一方で、自動車や住宅への減免措置などで業界や大手メーカーへの要望に応え、大企業言いなりの税制改定と言わざるを得ません。

また、1基100億円ものF35ステルス戦闘機100基購入など、防衛費は過去最高の5兆円を超え、今後5年間で27兆4,700億円の防衛計画を決定するなど際限がありません。

こうしたところにこそメスを入れるべきであります。

今、党派を超えて、消費税10%への増税の危険性を懸念する声が広がっています。内閣官房参与を務めている藤井 聡京都大学大学院教授は、今の日本は、まだデフレ不況から脱却していないにもかかわらず、消費に対する消費税を増税すれば、消費は低迷し、国民の貧困化が加速するのは間違いない。この間、大企業向けに法人税の減税が繰り返され、消費税増税はこの法人税の減収分を穴埋めするためにほかなりません。今なすべきは、消費税増税ではなく、所得税の累進課税を強化し、法人税率を引き上げることです。企業は多くの内部留保を抱えています。法人税率を上げることで内部留保が実体経済に還流され、大きな経済効果が期待できると述べられております。

税は、応能負担、能力に応じて負担すべきです。年収が1億円以上の富裕層や大企業に優遇するような不公平な税制を本来の税負担のあり方に戻すべきであります。そうすれば財源は十分に確保できます。

政府が考えている軽減税率、ポイント還元、プレミアム付商品券などの消費税増税対策には2兆円もの費用が必要であり、この対策も短期間で終わります。しかし、10%の消費税はずっと続くわけで、景気の落ち込みを心配して増税対策をするくらいなら、増税中止こそ

が万全の対策と言えるのではないのでしょうか。

暮らしの大きな負担を強いる消費税増税の中止を求める意見書に賛同いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号 消費税増税中止を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手少数であります。

よって、発議第3号は、否決されました。

《日程第19、発言取消申出書について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第19、発言取消申出書についてを議題とします。

去る12月17日に6番 谷山眞智子君並びに13番 北尾 潤君から12月7日の会議における発言部分について、会議規則第64条の規定により、特定の個人に対する不必要な発言部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取消申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

6番 谷山眞智子君並びに13番 北尾 潤君からの発言の取消申し出を許可することに決定をいたしました。

《日程第20、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

議員の皆様にはお疲れのところ、大変ご苦労さまでございますが、この場において引き続き全員協議会を開催します。よろしく願いをいたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 野口 正利

〃 署名議員 坂本 美智代